

米子市地域防災計画（原子力災害対策編）修正案 新旧対照表 （令和3年度改正） ※ 軽易な文言修正は省略

項 目	修 正 案	修 正 前																																																
P. 26 第2章 原子力災害 事前対策 第7節 緊急事態応 急体制の整備	<p>7 広域的な応援協力体制の拡充・強化</p> <p>市は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や住民等の避難退域時検査（「住民、車両、家庭動物（ペット）、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所、<u>県外の避難所</u>等に関する広域的な応援体制及び、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力の下、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援について必要な準備を整えるものとする。</p> <p>また、市は、中国電力(株)との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくほか、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>米子市の災害時応援協定の締結状況は下表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="331 798 1227 1369"> <thead> <tr> <th></th> <th>協定の名称</th> <th>相手先</th> <th>締結年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>災害時の相互応援に関する協定</td> <td>鳥取県及び県内 全市町村</td> <td>平成8年3月29日</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>米子市及び阿南市の災害時相互 応援協定</td> <td>阿南市</td> <td>平成17年6月22日</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>米子市及び河内長野市の災害時 相互応援協定</td> <td>河内長野市</td> <td>平成24年5月28日</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>山陰都市連携協議会危機事象発 生時における相互応援に関する 協定</td> <td>鳥取・島根両県及 び両県全市</td> <td>平成24年10月2日</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>中海・宍道湖・大山圏域災害時相 互応援協定</td> <td>松江市、出雲市、 安来市、境港市、 鳥取県西部町村</td> <td>平成25年7月23日</td> </tr> </tbody> </table>		協定の名称	相手先	締結年月日	1	災害時の相互応援に関する協定	鳥取県及び県内 全市町村	平成8年3月29日	2	米子市及び阿南市の災害時相互 応援協定	阿南市	平成17年6月22日	3	米子市及び河内長野市の災害時 相互応援協定	河内長野市	平成24年5月28日	4	山陰都市連携協議会危機事象発 生時における相互応援に関する 協定	鳥取・島根両県及 び両県全市	平成24年10月2日	5	中海・宍道湖・大山圏域災害時相 互応援協定	松江市、出雲市、 安来市、境港市、 鳥取県西部町村	平成25年7月23日	<p>7 広域的な応援協力体制の拡充・強化</p> <p>市は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や住民等の避難退域時検査（「住民、車両、家庭動物（ペット）、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援体制及び、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力の下、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援について必要な準備を整えるものとする。</p> <p>また、市は、中国電力(株)との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくほか、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>米子市の災害時応援協定の締結状況は下表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1249 798 2123 1369"> <thead> <tr> <th></th> <th>協定の名称</th> <th>相手先</th> <th>締結年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>災害時の相互応援に関する協定</td> <td>鳥取県及び県内 全市町村</td> <td>平成8年3月29日</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>米子市及び阿南市の災害時相互 応援協定</td> <td>阿南市</td> <td>平成17年6月22日</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>米子市及び河内長野市の災害時 相互応援協定</td> <td>河内長野市</td> <td>平成24年5月28日</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>山陰都市連携協議会危機事象発 生時における相互応援に関する 協定</td> <td>鳥取・島根両県及 び両県全市</td> <td>平成24年10月2日</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>中海・宍道湖・大山圏域災害時相 互応援協定</td> <td>松江市、出雲市、 安来市、境港市、 鳥取県西部町村</td> <td>平成25年7月23日</td> </tr> </tbody> </table>		協定の名称	相手先	締結年月日	1	災害時の相互応援に関する協定	鳥取県及び県内 全市町村	平成8年3月29日	2	米子市及び阿南市の災害時相互 応援協定	阿南市	平成17年6月22日	3	米子市及び河内長野市の災害時 相互応援協定	河内長野市	平成24年5月28日	4	山陰都市連携協議会危機事象発 生時における相互応援に関する 協定	鳥取・島根両県及 び両県全市	平成24年10月2日	5	中海・宍道湖・大山圏域災害時相 互応援協定	松江市、出雲市、 安来市、境港市、 鳥取県西部町村	平成25年7月23日
	協定の名称	相手先	締結年月日																																															
1	災害時の相互応援に関する協定	鳥取県及び県内 全市町村	平成8年3月29日																																															
2	米子市及び阿南市の災害時相互 応援協定	阿南市	平成17年6月22日																																															
3	米子市及び河内長野市の災害時 相互応援協定	河内長野市	平成24年5月28日																																															
4	山陰都市連携協議会危機事象発 生時における相互応援に関する 協定	鳥取・島根両県及 び両県全市	平成24年10月2日																																															
5	中海・宍道湖・大山圏域災害時相 互応援協定	松江市、出雲市、 安来市、境港市、 鳥取県西部町村	平成25年7月23日																																															
	協定の名称	相手先	締結年月日																																															
1	災害時の相互応援に関する協定	鳥取県及び県内 全市町村	平成8年3月29日																																															
2	米子市及び阿南市の災害時相互 応援協定	阿南市	平成17年6月22日																																															
3	米子市及び河内長野市の災害時 相互応援協定	河内長野市	平成24年5月28日																																															
4	山陰都市連携協議会危機事象発 生時における相互応援に関する 協定	鳥取・島根両県及 び両県全市	平成24年10月2日																																															
5	中海・宍道湖・大山圏域災害時相 互応援協定	松江市、出雲市、 安来市、境港市、 鳥取県西部町村	平成25年7月23日																																															

項 目	修 正 案				修 正 前			
	6	災害時の相互応援に関する協定	備後圏域連携協議会（福山市、三原市、尾道市、府中市、世羅町、神石高原町、笠岡市及び井原市）	平成 27 年 5 月 11 日	6	災害時の相互応援に関する協定	備後圏域連携協議会（福山市、三原市、尾道市、府中市、世羅町、神石高原町、笠岡市及び井原市）	平成 27 年 5 月 11 日
	7	<u>総社市・米子市災害時相互応援協定</u>	<u>総社市</u>	<u>令和 2 年 10 月 16 日</u>				
P. 3 2 第 2 章 原子力災害 事前対策 第 8 節 避難受入活動体制の整備 3 避難所等の整備等	<p>※ 鳥取県西部町村会構成自治体 日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町</p> <p><u>(4) 避難先の多重確保</u> <u>県は、自然災害、新型コロナウイルスのような感染症流行等により、事前に定めた避難先が利用できなくなった場合に備え、県内に加え、広域避難にかかる応援協定に基づき、県外においても避難先を追加確保するよう努める。</u> <u>さらに、県は、県外避難先が、被災等のやむを得ない事情により事前に定めた人数の受入れが出来ない場合には、国等に対し、その受入れが出来ない部分についての受入れの調整を要請する。</u></p>				<p>※ 鳥取県西部町村会構成自治体 日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町</p> <p>(新設)</p>			
P. 3 6 第 2 章 原子力災害 事前対策 第 1 1 節 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備 4 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備	<p>(1) 市は、県と連携し、緊急時に住民等が避難を行う際の安定ヨウ素剤の配布体制（配布場所、配布のための手続き）を整備するとともに、緊急時に迅速に配布するための安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。<u>特に、緊急配布の場合、避難者が避難車両から降車せずに受け取ることが可能な配布方法（車両内配布、ドライブスルー方式）等、配布に要する時間を短縮する方法について検討するものとする。</u></p> <p>また、市は県と連携し、避難の際に配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定され、事前配布を希望するUPZ内の住民に対して、事前配布説明会及び保健所において事前配布を行う。なお、服用を優先すべき対象者へ事前配布に関する周知を積極的に進めるものとする。</p>				<p>(1) 市は、県と連携し、緊急時に住民等が避難を行う際の安定ヨウ素剤の配布体制（配布場所、配布のための手続き）を整備するとともに、緊急時に迅速に配布するための安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。</p> <p>また、市は県と連携し、避難の際に配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定され、事前配布を希望するUPZ内の住民に対して、事前配布説明会及び保健所において事前配布を行う。なお、服用を優先すべき対象者へ事前配布に関する周知を積極的に進めるものとする。</p>			

項 目	修 正 案	修 正 前
P. 4 2 第 2 章 原子力災害 事前対策 第 1 7 節 原子力施 設上空の飛行規制 1 原子力施設上空 の航空安全確保に 関する規制措置	1 原子力施設上空の航空安全確保に関する規制措置 原子力施設上空における小型無人機（ドローン）等の飛行については、 <u>「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成 2 8 年法律第 9 号）」により禁止されている。これにより、島根原子力発電所の敷地又は区域及びその周囲概ね 3 0 0 m の地域の上空においては、小型無人機等の飛行が原則禁止されている。</u> 県は、この措置の周知徹底に努めるものとする。 （1）施設付近の上空飛行はできるだけ避けさせること。 （2）施設付近の上空に係る航空法第 8 1 条ただし書き（最低安全高度以下での高度での飛行）の許可は行わないこと	1 原子力施設上空の航空安全確保に関する規制措置 原子力施設上空の飛行については、 <u>国の通達（「原子力関係施設上空の航空規制について」昭和 4 4 年 7 月 5 日付け空港第 2 6 3 号、運輸省航空局長から地方航空局長あて）により、次のとおり規制されており、</u> 県は、この措置の周知徹底に努めるものとする。 （1）施設付近の上空飛行はできるだけ避けさせること。 （2）施設付近の上空に係る航空法第 8 1 条ただし書き（最低安全高度以下での高度での飛行）の許可は行わないこと
P. 5 1 第 3 章 緊急事態応 急対策 第 2 節 情報の収 集・連絡、緊急連絡 体制及び通信の確 保 2 応急対策活動情 報の連絡 （1）施設敷地緊急 事態発生後の応急 対策活動情報、被害 情報等の連絡	<u>② 関係地方公共団体が施設敷地緊急事態における防護措置を実施するに当たり、次の事項について、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部等において、要請内容の判断のため関係地方公共団体等より事前の状況把握等を行うとともに、要請後においても、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部と関係地方公共団体等は、防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と関係地方公共団体はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとされている。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・施設敷地緊急事態要避難者の数および内訳並びに避難の方針 ・避難ルート、避難先の概要 ・移動手段の確保見込み ・その他必要な事項 	<u>② 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部と関係地方公共団体が、相互に協力して作成した施設敷地緊急事態要避難者の数や避難の方針等を含む施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針について確認を行った後、関係地方公共団体や原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部等の間で認識の共有を図るものとされている。</u>
P. 5 2 第 3 章 緊急事態応 急対策 第 2 節 情報の収 集・連絡、緊急連絡	<u>④ 関係地方公共団体が全面緊急事態における防護措置を実施するに当たり、次の事項について、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部等において、指示内容の判断のため関係地方公共団体等より事前の状況把握等を行うとともに、指示後においても、原子力災害合同対策協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と関係地方公共団体はそれぞれが実施する対策について相互に協</u>	<u>④ 原子力災害合同対策協議会は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部及び関係地方公共団体が、相互に協力して作成した P A Z 内の避難者の数や避難の方針等を含む全面緊急事態における防護措置の実施方針について確認を行った後、関係地方公共団体や国の原子力災害対策本部等との間で認識の共有を図るものとされている。</u>

項 目	修 正 案	修 正 前
体制及び通信の確保 2 応急対策活動情報の連絡 (2) 全面緊急事態における連絡等(原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡)	<p><u>力するものとされている。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>P A Z内の避難者の数および避難の方針</u> ・ <u>U P Z内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針</u> ・ <u>避難ルート、避難先の概要</u> ・ <u>移動手手段の確保見込み</u> ・ <u>その他必要な事項</u> 	
P. 6 6 第3章 緊急事態応急対策 第4節 避難、屋内退避等の防護措置 1 避難、屋内退避等の防護措置の実施	<p>(2) 県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、P A Z内の避難が指示された場合は、島根県の要請に基づき、必要な住民避難の受入れを行うものとする。また、市は、P A Z内の避難の実施に合わせ、国若しくは県の指示又は独自の判断により、U P Z内の住民等に対し屋内退避の実施やO I Lに基づく防護措置の準備を行うよう伝達するとともに、U P Z外の住民等に対し、必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。</p> <p>併せて、市は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針の指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示(具体的な避難経路、避難先を含む。)の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。</p> <p>市は、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、人命最優先の観点から、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際は、国及び県と緊密な連携を行うものとする。</p>	<p>(2) 県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、P A Z内の避難が指示された場合は、島根県の要請に基づき、必要な住民避難の受入れを行うものとする。また、市は、P A Z内の避難の実施に合わせ、国若しくは県の指示又は独自の判断により、U P Z内の住民等に対し屋内退避の実施やO I Lに基づく防護措置の準備を行うよう伝達するとともに、U P Z外の住民等に対し、必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。</p> <p>併せて、市は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針の指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示(具体的な避難経路、避難先を含む。)の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。</p> <p>市は、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、人命最優先の観点から、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際は、国及び県と緊密な連携を行うものとする。</p>

項 目	修 正 案	修 正 前
	<p>一方で、市は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民等に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。</p> <p><u>原子力災害合同対策協議会等は、県及び関係周辺市が避難・一時移転を実施するに当たり、次の事項について、指示内容の判断のため関係地方公共団体等より事前の状況把握等を行うとともに、指示後においても、同協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と県及び関係周辺市はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとされている。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>U P Z 内の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針</u> ・ <u>避難ルート、避難先の概要</u> ・ <u>移動手段の確保見込み</u> ・ その他必要な事項 	<p>一方で、市は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民等に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。</p>
<p>P. 6 6</p> <p>第 3 章 緊急事態応急対策</p> <p>第 4 節 避難、屋内退避等の防護措置</p>	<p>5 避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施</p> <p>国の原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難退域時検査及び簡易除染措置を実施するよう地方公共団体に指示するものとされている。</p> <p>県は、原子力災害対策指針に基づき、中国電力(株)と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、主要経路沿い等に避難退域時検査会場を設置し、住民等の避難区域等からの避難において、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）を避難所に受入するまでの間に住民の汚染状況を確認することを目的に、主要経路から避難退域時検査会場へ確実に誘導を行った上で避難退域時検査を実施し、検査結果に応じて、O I Lに基づく簡易除染を行うものとする。</p> <p><u>また、必要に応じて、避難車両に対する検査を先行して行うため、主要経路上で避難退域時検査（車両検査先行実施）を行うものとする。</u>なお、この検査によって健康リスクが高まると判断される要配慮者及びその車両については、体調等が悪化しないように避難所に併設された避難退域時検査会場等で健康上の配慮を行いつつ検査を行うなど十分配慮するものとする。主要経路沿い等の避難退域時検査会場で避難退域時検査等を実施しなかった住民等については、避難先地域内に設置する避</p>	<p>5 避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施</p> <p>国の原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難退域時検査及び簡易除染措置を実施するよう地方公共団体に指示するものとされている。</p> <p>県は、原子力災害対策指針に基づき、中国電力(株)と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、主要経路沿い等に避難退域時検査会場を設置し、住民等の避難区域等からの避難において、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）を避難所に受入するまでの間に住民の汚染状況を確認することを目的に、主要経路から避難退域時検査会場へ確実に誘導を行った上で避難退域時検査を実施し、検査結果に応じて、O I Lに基づく簡易除染を行うものとする。</p> <p>なお、この検査によって健康リスクが高まると判断される要配慮者及びその車両については、体調等が悪化しないように避難所に併設された避難退域時検査会場等で健康上の配慮を行いつつ検査を行うなど十分配慮するものとする。主要経路沿い等の避難退域時検査会場で避難退域時検査等を実施しなかった住民等については、避難先地域内に設置する避難所併設の避難退域時検査会場又は保健所併設の避難退</p>

項 目	修 正 案	修 正 前
	<p>難所併設の避難退域時検査会場又は保健所併設の避難退域時検査会場で避難退域時検査等を行うものとされているが、市は、必要に応じ、県に協力するものとする。</p>	<p>域時検査会場で避難退域時検査等を行うものとされているが、市は、必要に応じ、県に協力するものとする。</p>
<p>P. 69 第3章 緊急事態応急対策 第4節 避難、屋内退避等の防護措置</p>	<p>6 避難途中の住民に対する支援の実施 県は、<u>避難途中の住民に、原子力防災アプリ、道路情報版等により必要な情報を提供する。また、避難退域時検査会場等に併設した避難支援ポイントを設置し、避難途中の住民へ避難に関する情報、物資やWi-Fi（無線LAN）スポットの提供等の支援を行うものとする。</u></p>	<p>6 避難途中の住民に対する支援の実施 県は避難退域時検査会場等に併設した避難支援ポイントを設置し、避難途中の住民へ避難に関する情報、物資やWi-Fi（無線LAN）スポットの提供等の支援を行うものとする。</p>
<p>P. 72 第3章 緊急事態応急対策 第6節 飲食物の摂取制限及び出荷制限</p>	<p>2 国はOILに基づき、緊急時モニタリングの結果に<u>より</u>、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県等に検査計画の策定・検査の実施を指示・要請するものとされている。国は、<u>当該検査の結果を取りまとめ、その結果に基づき、OILの基準等を踏まえ飲食物の摂取制限及び出荷制限の要請について都道府県等に指示するものとされている。</u> 県は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施するものとする。また、市は、国の指示及び要請に基づき、<u>県と連携し、飲食物の放射性核種濃度測定及び必要な摂取制限及び出荷制限を実施するものとする。</u></p>	<p>2 国はOILに基づき、緊急時モニタリングの結果に<u>応じて</u>、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県に<u>おける</u>検査計画の策定・検査実施、<u>飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置するものとされている。</u> 市は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施するものとする。また、市は、<u>国及び県</u>の指示及び要請に基づき、飲食物の放射性核種濃度測定及び必要な<u>出荷制限、摂取制限</u>を実施するものとする。</p>
<p>P. 74 第3章 緊急事態応急対策</p>	<p>第8節 避難経路の確保 1 避難の円滑化 県は、<u>県警察及び道路管理者と連携し、避難経路上において円滑な避難を阻害する要因を早期に排除するとともに、主要交差点等の交通要所における交通誘導、信号機操作等により、避難の円滑化に努めるものとする。この際、道路監視カメラ等の情報により交通状況を把握するとともに、必要に応じて、道路情報版による案内、道路監視カメラ情報の提供等を行うものとする。</u> 2 避難経路の確保体制 市は、<u>避難の円滑化、道路等の復旧、除雪等について関係機関と緊密に連携するものとする。このため、平素から連携体制を確認するとともに、連絡員を相互に派遣するなど情報共有体制を整えるものとする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

項 目	修 正 案	修 正 前
	<p><u>県は、広域迂回等については、道路管理者、関係府県警察と調整するとともに、国に実施について協力を要請するものとする。</u></p> <p><u>3 自然災害等により道路等が通行不能な場合の復旧</u></p> <p><u>県及び市は、避難計画で避難経路としてあらかじめ定めたそれぞれが管理する道路が、自然災害等により使用できない場合は、代替経路を設定するとともに復旧作業を実施するものとする。</u></p> <p><u>また、市が管理する道路以外の道路については、市と緊密な連携の下、道路管理者に被害状況の把握、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を要請し、早期の交通確保等に努めるものとする。</u></p> <p><u>4 降雪時の避難経路の確保</u></p> <p><u>市は、市が管理する道路について冬季の円滑な道路交通を確保するため、除雪計画を定め、これに基づき、降雪時において除雪、広域迂回等を行う除雪体制を早期に構築し、迅速かつ適切な雪寒対策の実施に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、市が管理する道路以外の道路については、市と緊密な連携の下、道路管理者に除雪計画に基づく適切な除雪、凍結防止等の対策を要請し、冬期間の交通の確保等に努めるものとする。</u></p>	
<p>P. 87</p> <p>第5章 感染症流行下における対策</p>	<p><u>第5章 感染症流行下における対策</u></p> <p><u>第1節 基本方針</u></p> <p><u>新型コロナウイルスのような感染症の流行下又はこれを超えるような感染症の蔓延時における原子力災害については、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、市民の生命・健康を守ることを最優先とする。このため、第3章の防護措置を基本としつつ、自然災害とパンデミックが重なった三重の緊急事態を想定し、その対応を一本化して、感染症流行下における原子力災害対策に万全を期するものとする。</u></p> <p><u>なお、感染症はウイルス等により感染特性が異なることから、その蔓延状況や国の対処の方針などに基づき適切に対応するものとする。</u></p> <p><u>第2節 感染症流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

項 目	修 正 案	修 正 前
	<p><u>1 全般</u></p> <p><u>当時の状況と当該時点における国の原子力災害対策本部の決定事項並びに国及び県の感染症防止対策に則して対応することを基本とし、「防護措置」と「感染症対策」を可能な限り両立させ、感染症拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行うものとする。</u></p> <p><u>感染症下における防護措置の実施に際しては、感染症の拡大防止のため、複合リスク・ガバナンスとして専門家の助言、保健所との連携等、専門家間のコミュニケーションを確保するものとする。</u></p> <p><u>2 基本的考え方</u></p> <p><u>(1) 人命の安全確保を最優先とし、感染症対策と放射線防護を判断するものとする。この際、感染症の重症化に留意するものとする。</u></p> <p><u>(2) 感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行うものとする。</u></p> <p><u>(3) 全面緊急事態に至った後は、放射性物質による被ばくを避ける必要がある場合、換気を行わないことを基本とする。ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、30分に1回程度、数分間窓を全開にする等の換気を行うように努めるものとする。</u></p> <p><u>(4) 自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合には、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合は、あらかじめ準備をしているUPZ外の避難先へ避難するものとする。</u></p> <p><u>(5) UPZ外の避難先へ避難する場合は、密閉・密集・密接（以下「3つの密」という。）を避けて避難することとするが、人命の安全確保を最優先とする場合は、一時的に定員を超えることも検討するものとする。</u></p> <p><u>(6) 放射性物質の放出情報は、感染症対策の観点から行う換気の安全的実施に影響するため、連絡及び住民への周知を確実に行うものとする。</u></p> <p><u>(7) 各種防護措置の実施においては、ドライブスルー方式など防災業務関係者間、避難者間等の非接触を迫るものとする。</u></p> <p><u>(8) 避難所における感染症防止対策は、基本的に自然災害の場合と原子力災害の</u></p>	

項 目	修 正 案	修 正 前
	<p><u>場合とで同一の考え方にに基づき、連携して取り組むものとする。</u></p> <p>第3節 感染症流行下における体制の整備</p> <p>1 感染症対策</p> <p><u>各種防護措置において、感染症の流行下における原子力災害の発生も想定し感染症対策について検討し、訓練等において検証しておくものとする。</u></p> <p><u>また、マスクの着用、手指洗浄（消毒）等の行為や消毒液、間仕切りの設置等について、共通となる基準をもって、現場で混乱の生じないよう留意するものとする。</u></p> <p><u>さらに、不特定多数の者が触れる共用部分には、消毒液等を適切に配置するものとする。</u></p> <p>2 感染症流行下における安定ヨウ素剤の事前配布</p> <p><u>感染症流行下での安定ヨウ素剤の事前配布に当たっては、感染回避のため、時限的・特例的な対応として、原子力災害対策指針及び「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」の範囲内で、以下の対策を推進するものとする。</u></p> <p><u>(1) 安定ヨウ素剤の効能・効果を考慮し、事前配布対象者は40歳未満の住民、妊婦、授乳婦、及び挙児希望の女性に限定するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 感染拡大防止の観点から、安定ヨウ素剤の事前配布に係る事務を対面で行う場合には、マスクの着用、手指洗浄（消毒）、換気等の感染症対策を実践するものとする。</u></p> <p><u>(3) 対応を遠隔でも実施できる手法などを検討するものとする。</u></p> <p><u>(4) チェックシートの記載事項等により服用不適切項目等の該当者であることが判明し、住民に医療機関への受診を求める場合、令和2年4月10日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」に留意するものとする。</u></p> <p>3 接触確認による感染症拡大の防止</p> <p><u>県及び市は、感染症の感染拡大を防ぐことを目的として、不特定の方への感染の可能性があると判断された場合に通知を受けることができる国の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）や県の新型コロナ対策安心登録システムの利用と</u></p>	

項 目	修 正 案	修 正 前
	<p><u>登録を住民に周知するものとする。</u></p> <p><u>4 避難車両の確保</u></p> <p><u>県は、感染の疑いのある者とそれ以外の者が、それぞれ混在して乗車しないよう可能な限り分けること、及び車内の3つの密を避けるため避難車両の追加の確保を行うものとする。</u></p> <p><u>5 避難所の確保</u></p> <p><u>市及び県は、避難所での3つの密を避けるため、避難先自治体との調整を行い、県は、予備避難所及び県有施設の活用により複数の避難所を確保する。また、市及び県は、住民に分散避難についても周知するものとする。さらに避難所の確保が必要な場合は、市及び県は、広域避難にかかる応援協定締結先に対して、県は国に対して必要な避難所の確保を依頼するものとする。</u></p> <p><u>また、県及び市は、必要に応じて避難先自治体と協議し、特定の避難者（感染の疑いのある者、宿泊療養している軽症者や無症状者等）の専用の避難所及びホテル旅館等の避難所を検討するものとする。</u></p> <p><u>6 感染症流行下における訓練</u></p> <p><u>市は、感染症流行下を想定した訓練を行うものとする。なお、感染症流行下での訓練については、原子力災害時の避難における感染症防止対策の検証だけでなく、参加者の感染防止にも留意するものとする。</u></p> <p><u>このため、感染症の拡大防止の観点から基本的事項を重視した訓練項目を精選し、対処能力の練度の維持を目的とした基本的訓練を主体に行うものとする。</u></p> <p><u>7 感染症流行下での避難に必要な物品の備蓄</u></p> <p><u>原子力災害時における避難については、広域的な避難及び多数者避難となることから、防護資機材の需要が急激に増加し、調達が困難になることが予想されるため、市は、感染症下の原子力災害時において防災業務関係者や避難所において必要となりかつ調達が困難になると想定される資機材を適切に備蓄するものとする。</u></p> <p><u>なお、感染症対策の資機材については、感染症下において避難所に緊急配備できるようにしておくものとする。</u></p>	

項 目	修 正 案	修 正 前
	<p><u>第4節 感染症対応の基本的考え方</u></p> <p><u>1 感染者の対応</u></p> <p><u>(1) 入院している感染者</u></p> <p><u>病院に入院している感染者については、病院で行われる防護措置により対応されるものとする。この際、感染者の搬送先については、鳥取県新型コロナウイルス感染症入院医療トリアージセンターと調整した上で行うものとする。</u></p> <p><u>(2) 宿泊療養している軽症者や無症状者</u></p> <p><u>県は、宿泊療養（適切な者は自宅療養）している軽症者や無症状者について、感染症対策を行った避難車両を準備し、避難先地域に開設している宿泊療養施設等に搬送することを優先し、やむを得ない場合は一般の避難所に設けた専用の区画に避難するものとする。</u></p> <p><u>2 感染の疑いのある者の対応</u></p> <p><u>感染の疑いのある者については、健康確認で問題がない避難者と同じ避難をする。この際、自家用車による避難を優先するものとし、やむを得ず一般避難者と同じ避難バスに同乗する場合には、座席を空けるなど、可能な限り3つの密を避けるようにする。なお、避難先地域に専用の避難所が設けられている場合は、専用の避難所に避難するものとする。</u></p> <p><u>3 健康確認の実施</u></p> <p><u>避難実施のあらゆる段階で健康確認等を実施することにより、感染の疑いのある者とそれ以外の者を可能な限り分け、避難中及び避難先での感染防止を図るものとする。</u></p> <p><u>4 感染者等の避難に関する情報の共有</u></p> <p><u>県及び市町村は、避難に際して感染者等に関する情報を適切に共有するものとする。</u></p> <p><u>第5節 感染症流行下における防護措置</u></p> <p><u>1 共通</u></p> <p><u>防護措置の実施に際しては、避難者等の感染防止のため3つの密を避けるととも</u></p>	

項 目	修 正 案	修 正 前
	<p><u>に、防災業務関係者の感染症対策を徹底する。この際、非接触型及び短時間での対応に留意するものとする。</u></p> <p><u>住民に対しては、安定ヨウ素剤の緊急配布、避難及び避難退域時検査の際に、事前の検温の実施、マスクの着用などの必要な感染症対策について事前に周知を行うものとする。</u></p> <p><u>2 屋内退避における対応</u></p> <p><u>(1) 基本的考え方</u></p> <p><u>屋内退避では3つの密を避けるとともに、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないものとする。</u></p> <p><u>(2) 医療機関や社会福祉施設等での屋内退避</u></p> <p><u>医療機関や社会福祉施設等での屋内退避については、放射性物質が放出される事態に至るまでの、時間的な余裕が見込まれる場合は換気を行うこととし、県及び市は当該施設に対して換気に関する情報を迅速かつ的確に伝達するものとする。</u></p> <p><u>(3) コンクリート屋内退避施設</u></p> <p><u>コンクリート屋内退避施設については、避難指示等が出される前から屋内退避者の救出を進め、UPZ外の避難所へ輸送するものとする。</u></p> <p><u>(4) 避難所の追加確保</u></p> <p><u>県は、追加の避難所、予備避難所及び県外の避難所について追加確保を行い、避難所等の変更を迅速かつ的確に住民に伝達するものとする。</u></p> <p><u>(5) 分散避難</u></p> <p><u>県は、UPZ外のホテルや旅館、親戚・知人宅等への分散避難についても検討し、必要な場合は住民に分散避難による屋内退避や避難について周知を行うものとする。</u></p> <p><u>3 一時集結所における対応</u></p> <p><u>一時集結所においては、施設内での受付及び待機を基本とし、動線を分けるなど3つの密を避ける対策を行うものとする。</u></p> <p><u>受付において、避難者を自己申告及び健康確認等により感染の疑いのある者とそれ以外の者とを可能な限り分けるものとする。</u></p>	

項 目	修 正 案	修 正 前
	<p><u>感染の疑いのある者については、避難車両に乗車するまでは、別部屋など物理的に隔離された方法で待機し、避難バス、可能ならば別に用意する避難車両で避難し、避難退域時検査会場で健康確認を行い、その結果に基づき対応するものとする。</u></p> <p><u>4 避難車両における対応</u></p> <p><u>市は、乗務員及び同乗者の感染防止に留意する。避難では、窓を閉める等を行い、全面緊急事態に至った後は、原則換気を行わないものとする。ただし、行政からの換気の指示が確認できた場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>感染の疑いのある者については、避難退域時検査会場まで避難し、そこでの健康確認の結果に基づき対応するものとする。</u></p> <p><u>(1) 自家用車による避難</u></p> <p><u>避難前に健康確認を実施し、避難に際してはマスクの着用及び手指消毒を実施するものとする。健康確認の結果、感染の疑いのある者がいる場合は同乗しないものとする。</u></p> <p><u>(2) バスによる避難</u></p> <p><u>県は、乗務員に対して個人用防護具を配布し、乗務員は着用するものとする。</u></p> <p><u>乗務員は、車内での感染防止のため、避難者のマスク着用と手指消毒、乗車定員の制限、感染の疑いのある者の車内隔離を行うものとする。</u></p> <p><u>放射性物質の放出情報が得られるまでは、換気を行わないものとする。</u></p> <p><u>避難用のバス車両が十分に確保されている場合は、感染防止のための車内養生を行う。この場合、多くの時間と労力を必要とするので、実施に際しては状況をよく判断して適切に計画するものとする。</u></p> <p><u>(3) その他補完的手段による避難</u></p> <p><u>補完的手段の派出機関が別に定める対応によるものとし、このほかバスによる避難を基準に対応するものとする。</u></p> <p><u>5 安定ヨウ素剤の緊急配布場所における対応</u></p> <p><u>広い場所での配布や、配布に要する時間の短縮、避難者が避難車両から降車せずに受け取ることが可能な配布方法（車両内配布やドライブスルー方式）により3つの密を避け、配布による接触機会を減らすことに留意するものとする。</u></p>	

項 目	修 正 案	修 正 前
	<p><u>6 避難退域時検査会場における対応</u></p> <p><u>県は、動線の分離、感染の疑いのある者の待機場所の設置及び3つの密対策の徹底並びに感染の疑いのある者の健康確認ができる体制を整えるものとする。住民検査及び簡易除染については、バックグラウンド値等に留意しつつ、屋外での検査を基本とするものとする。</u></p> <p><u>避難退域時検査会場では、避難退域時検査に併せて健康確認等を行い、避難退域時検査済証と健康確認書を発行するものとする。</u></p> <p><u>感染の疑いのある者については、健康確認の結果、検査の必要があると認められた場合は、隔離された待機室で待機し、県が準備した専用車両で設置されている検査待機児場所に移動するものとする。</u></p> <p><u>7 避難所における対応</u></p> <p><u>県は避難所の感染症対策で必要となる資機材を緊急配備する。避難所における感染症防止対策については、基本的に、自然災害の場合と原子力災害の場合とで同一の対応をとるものとする。</u></p> <p>第6節 防災業務関係者の感染症対策</p> <p><u>1 感染症対策</u></p> <p><u>防災業務関係者は、常に感染症の危険性があることに注意して、感染症対策を行い個人及び第三者への感染を防止するものとする。</u></p> <p><u>2 個人用防護具の備蓄</u></p> <p><u>県は、防災業務関係者が必要とする個人用防護具を見積もり、配備計画を作成した上で備蓄するものとする。</u></p> <p>第7節 住民等への的確な情報伝達活動</p> <p><u>感染症流行下においては、避難等における感染防止に関する注意事項及び避難所の変更等に関する情報を迅速かつ的確に伝達するものとする。</u></p> <p><u>県及び市は、分散避難についても呼びかける。避難等の前に、検温等の健康確認やマスク着用等の注意事項をあらかじめ広報するものとする。</u></p>	

項 目	修 正 案	修 正 前
	<p><u>県及び市は、放射性物質放出の情報を住民に迅速かつ的確に伝え、屋内退避や避難中の住民が換気のタイミングを間違わないようにするものとする。</u></p> <p><u>避難所等の変更情報を住民に迅速かつ的確に伝え、避難における混乱を防止するものとする。</u></p>	